

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告 部課	教育長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員

令和 6年 8月 21日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和 6年 8月 21日（水）午前9時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

教育部 榛沢部長、
学校政策課 松丸係長、植松主任主事

3 件名

GIGAスクール構想（第2期）に向けた機器等の更新について

4 会議結果

- ☒ 案のとおり決定する。
- ☐ 一部修正の上、決定する。
- ☐ 継続して検討する。
- ☐ 案を否決する。
- ☐ 報告を了承する。

5 会議内容

- ・更新方針としては、GIGAスクール構想（第1期）で整備した環境の向上を図りながら更新するということか。
→そのとおりである。
- ・ネットワーク環境はGIGAスクール構想において根幹となる部分だが、改善について具体的な進め方を検討しているか。
→国が示す水準を満たしていないため、ネットワークアセスメントを委託し、原因箇所の特定制及び解決策の提示を令和7年度に行い、ネットワークアセスメントの結果により、ネットワーク機器等が原因であればネットワーク機器等の更改を、通信回線が原因であれば回線契約の変更を令和8年度に行い、ネットワーク環境を改善しようと考えている。
- ・機器の更新台数は現時点での推計であり、調達時に再度積算するという認識で良いか。
→そのとおりである。
- ・ICT支援員の配置人数について、何を基準に4人としているのか。
→国が示す水準では、4校あたり1人の配置とされているため、水準を満たすよう14校に4人（3.5校あたり1人）を配置している。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 教育部 学校政策課

件名	GIGAスクール構想(第2期)に向けた機器等の更新について							
現状・課題	現在、国が示す「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒及び教職員1人1台の学習用端末、大型提示装置等の周辺機器など学校のICT環境の整備を行い、併せてICT支援員を配置することでICTの活用促進を図っている。 当該契約について、令和8年2月末をもって契約満了になり、学習用端末及び大型提示装置等については市に無償譲渡、ICT支援員については派遣終了となることから、機器の更新及びICT支援員の継続配置に係る方針を決める必要がある。 また、「GIGAスクール構想」に係る整備の一環として、ネットワーク環境の整備を行ったところだが、令和6年4月に国から示された学習用端末を十分に活用するための「当面の推奨帯域」について、現状では水準を満たしていないため、ネットワーク環境の改善が必要である。							
	目的	学校のICT環境の向上及び支援体制の確立を行い、教育において効果的にICTを利活用できる環境を整えることにより、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る。						
付議事案	対応 方策	◎GIGAスクール構想(第2期)に向けた更新方針の策定 <資料②> ・学習用端末及び大型提示装置の適切な更新 <資料③・④> ・ICT支援員の継続配置による活用支援 <資料⑤> ・ネットワークアセスメントをはじめとするネットワーク環境の改善 <資料⑥>						
論点(決定を要する事項)	・各種機器の更新及び処分 ・ICT支援員の継続配置 ・ネットワーク環境の改善							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	【部内会議での意見】 ・付議書に資料との関連を示すこと。 ・行政経営戦略会議の結果について教育委員へ報告を行うこと。 【企画政策課・財政課との調整】 ・無償譲渡される機器を可能な限り継続使用するなど、費用対効果を考慮した有利な方法を検討すること。							
今後のスケジュール	<資料⑦>のとおり							
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
	条例規則	無			報道発表	無		
	議会説明	無			広報・HP等	無		
	市民参加	無						
	付議書公表	■ 公開 □ 非公開 □ 部分非 □ 時限非 (まで)						
参考情報	案件提出事由	②重要な施策(規程第4条第2項第2号) イ 市財政に大きな影響を及ぼす事項						
	関係法令等	無し						
	関係課	企画政策課・財政課						
	事業費	1,595,000 千円 (うち特定財源 210,906 千円)						
	カテゴリー	年代	小・中学生、高校生	場所	市内全域	目的	学習・教育	手段

《資料①》

行政経営戦略会議
(令和6年8月21日)

学校のICT環境

【ネットワーク】

- ・学習用端末がクラウドにアクセスして各種サービスを活用するために必要

【ICT支援員】

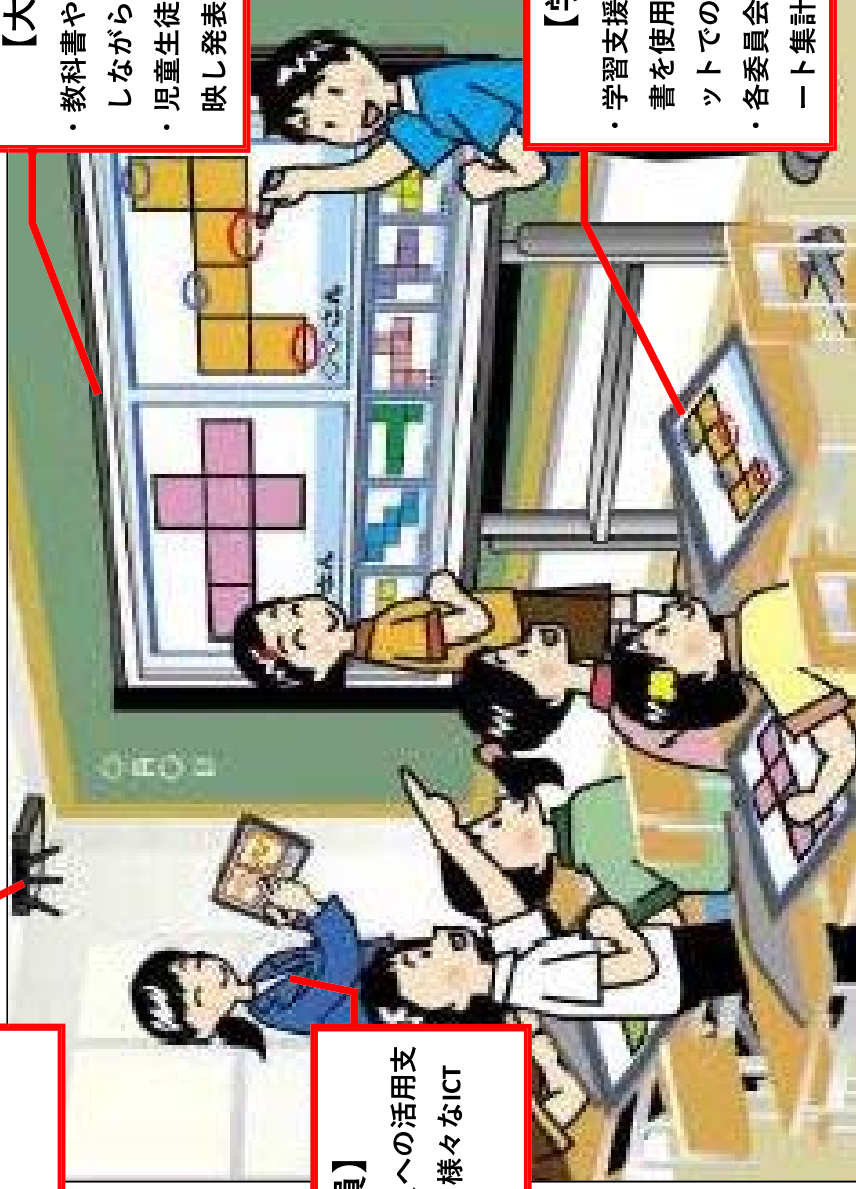
- ・児童生徒及び教職員への活用支援や授業支援など、様々なICT利活用の支援を行う

【大型提示装置】

- ・教科書や教材、資料などを投映しながら授業を行う
- ・児童生徒が作成した成果物を投映し発表を行う

【学習用端末】

- ・学習支援ソフトやデジタル教科書を使用した授業、インターネットでの調べ学習などで活用
- ・各委員会での資料作成やアンケート集計など学校活動でも活用



文部科学省

「学びのイノベーション事業」

から一部抜粋

≪ 資料② ≫

行政経営戦略会議

(令和6年8月21日)

GIGAスクール構想（第2期）に向けた更新方針

【学習用端末】

[現状]

児童生徒及び教職員に1人1台の学習用端末をリース形式にて整備しており、各種サービスにより一斉学習・個別学習・協働学習など様々な学習場面で活用されている。

[更新方針]

契約満了後は市に無償譲渡されるため継続使用し、故障した際の修理は行わず予備機を貸与することで費用を抑える。

故障率から継続使用は約1年を限度と考え、その後は千葉県公立学校情報機器共同調達協議会の共同調達により更新を行う。

[更新スケジュール]

≪ 令和3年3月～令和8年2月 ≫

- ・ 現契約（契約満了後は市に無償譲渡）

≪ 令和8年3月～令和9年3月 ≫

- ・ 無償譲渡された学習用端末を継続使用

≪ 令和9年4月～14年3月 ≫

- ・ 新端末利用開始

【大型提示装置】

[現状]

普通教室、特別支援教室・特別教室、職員室・体育館・アクティブラーニング室など、ほとんどの教室にリース形式にて整備しており、様々なものを投映して児童生徒に見せられるため、学習活動だけでなく行事などにも活用されている。

[更新方針]

契約満了後は市に無償譲渡されるため継続使用し、使用頻度が高い普通教室及び特別支援教室の大型提示装置については、耐用年数や修理可能な期間を踏まえ、継続使用は約2年半を限度と考え、その後は独自調達による更新を行う。

その他の大型提示装置については当面の間は継続使用した後、時期を見計らって必要性に応じた更新を行う。

[更新スケジュール]

≪ 令和3年3月～令和8年2月 ≫

- ・ 現契約（契約満了後は市に無償譲渡）

≪ 令和8年3月～令和10年8月 ≫

- ・ 無償譲渡された大型提示装置を継続使用

《令和10年9月～令和15年8月》

- ・新機器利用開始（普通教室と特別支援教室以外は旧機器を継続使用）

【ICT支援員】

〔現状〕

ICT支援員を4人、支援員管理者を1人配置しており、ICT支援員は週2回（半日）は各学校に訪問し、活用支援や授業支援をはじめとする様々な支援を行い、支援員管理者は各ICT支援員のスケジュール調整などを行っている。

〔更新方針〕

日常のICT利活用により、児童生徒及び教職員のスキルは向上しているところだが、頻繁にソフトウェアの追加機能や新しいアプリケーションが登場する現状において、今後も効果的なICT利活用について促進していくためには、ICT支援員による支援が不可欠であることから継続配置を行う。

〔更新スケジュール〕

《令和3年3月～令和8年2月》

- ・現契約

《令和8年3月～令和8年4月》

- ・契約延長による継続配置

《令和8年5月～令和14年3月》

- ・新ICT支援員の配置

【ネットワーク】

〔現状〕

国が示す標準仕様書に基づいて、学校にネットワーク機器の設置やケーブルの敷設などを行い、通信回線についても当時最大であった1Gbpsの回線を整備している。

〔更新方針〕

学習用端末で各種サービスを活用するためにはネットワークに接続する必要があり、十分な帯域が確保されていなければ授業などで活用する際に支障をきたすこと想定され、現状では国が示す水準を満たしていないためネットワーク改善を行う。

〔更新スケジュール〕

《令和7年4月～令和8年3月》

- ・ネットワークアセスメント（調査・課題把握・解決策の提示）

《令和8年4月～令和9年3月》

- ・ネットワークアセスメントにより見つかった課題の改善

《令和9年4月～》

- ・新ネットワーク利用開始

【総事業費】

1,595,000千円（うち特定財源：210,906千円）

学習用端末

≪ 資料③ ≫

行政経営戦略会議

(令和6年8月21日)

1 現在の整備状況について

(1) 整備台数

6,350台（【児童生徒用】5,155台 / 【予備機】825台 / 【教職員用】370台）

(2) 契約期間

令和3年3月1日～令和8年2月28日（契約満了後は市に無償譲渡）

2 無償譲渡後の継続使用について

(1) 継続使用期間

毎年300台～400台の故障等が発生しているため、故障等の実績及び経年劣化による故障率の増加を踏まえ、令和9年3月までの約1年間を限度に継続使用する。

(2) 継続使用中の故障対応

故障等により使用できなくなった場合、スポット修理は行わず予備機を貸与する。

※現在は保守契約による修理で対応している

3 更新について

(1) 更新時期

令和9年4月から使用開始できるよう、令和7年～令和8年にかけて更新を行う。

(2) 更新方法

千葉県公立学校情報機器共同調達協議会の共同調達により、リース形式（60箇月）での更新を行う。

※県内での共同調達及び教職員1人1台の整備は補助要件である

(3) 更新台数

6,122台（【児童生徒用】5,002台 / 【予備機】750台 / 【教職員用】370台）

※令和6年7月時点の推計

4 処分について

更新後の旧学習用端末について、セキュリティの観点から再利用はせず、再資源化等により処分を行う。

5 補助金

(1) 補助対象経費

学習用端末（児童生徒用）及び予備機の更新に要する費用

(2) 補助基準額

1台あたり：55,000円

(3) 補助率

国：2/3、実施者：1/3

大型提示装置

1 現在の整備状況について

(1) 整備台数

【普通教室用】（壁掛け型プロジェクター）

191台

【特別支援教室・特別教室用】（ホワイトボード型プロジェクター）

177台

【職員室・体育館・アクティブラーニング室用】（液晶テレビ）

45台

【集会用】（高輝度プロジェクター）

14台

(2) 契約期間

令和3年3月1日～令和8年2月28日（契約満了後は市に無償譲渡）

2 無償譲渡後の継続使用について

(1) 継続使用期間

【普通教室用】（壁掛け型プロジェクター）

1日あたり複数の授業で使用されており、学習活動への影響が大きいため、耐用年数及び修理可能な期間を考慮し、令和10年8月を限度に継続使用する。

【特別支援教室・特別教室用】（ホワイトボード型プロジェクター）

・特別支援教室について、1日あたり複数の授業で使用されており、学習活動への影響が大きいため、耐用年数及び修理可能な期間を考慮し、令和10年8月を限度に継続使用する。

・特別教室について、使用頻度や学習活動への影響を考慮し、当面の間は継続使用する。

【職員室・体育館・アクティブラーニング室用】（液晶テレビ）

使用頻度や学習活動への影響を考慮し、当面の間は継続使用する。

【集会用】（高輝度プロジェクター）

1月あたり数回の使用であり、学習活動への影響が少ないため、当面の間は継続使用する。

(2) 継続使用中の故障対応

故障した場合はスポット修理を行う。

3 更新について

(1) 更新時期

令和10年9月から使用開始できるよう、令和9年～令和10年にかけて更新を行う。

(2) 更新方法

独自調達によるリース形式（60箇月）での更新を行う。

(3) 更新台数

【普通教室用】（壁掛け型プロジェクター）

169台

【特別支援教室用】（ホワイトボード型プロジェクター）

45台

※令和6年7月時点のクラス数

4 処分について

更新後の旧大型提示装置について、再利用可能なものは有効活用し、その他は再資源化等により処分を行う。

ICT支援員

1 現在の配置状況について

(1) 配置人数

【ICT支援員】4人

【支援員管理者】1人

(2) 契約期間

令和3年3月1日～令和8年2月28日

2 現在の活動状況について

(1) ICT支援員

4人のICT支援員がそれぞれ担当校を受け持ち、各学校へ週2回（半日）の訪問を行い各種支援を行っている。

具体的な支援内容としては、教職員が行いたい授業内容を聞き取ったうえでソフトウェアの活用方法などの提案、授業中に困っている児童生徒への個別サポート、教材作成やマニュアル作成による授業準備、他自治体における活用事例の紹介、長期休業中には教職員対象の校内研修など、様々な支援を行っている。

(2) 支援員管理者

各学校の要望に応じたICT支援員の訪問スケジュールについて調整を行い、ICT支援員が行った支援内容について取りまとめ、四半期の定例報告会にて支援状況の報告をしてもらっている。

3 契約満了後の継続配置について

ICT支援員については、活動状況のとおり様々な支援により教職員の負担軽減にも寄与し、今後も効果的なICT利活用の促進するには不可欠な存在であるため、契約満了後においても継続配置を行う。

4 更新について

(1) 更新時期

年度更新処理を行う関係から令和8年3月～4月まで契約延長を行い、令和8年5月から新しいICT支援員を配置する。

(2) 更新方法

複数年の委託契約により継続した支援を行う。（契約年数は検討中）

(3) 配置人数

【ICT支援員】4人

【支援員管理者】1人

※国が示す水準では4校あたり1人の配置とされている

ネットワーク

1 ネットワークについて

(1) ネットワーク環境の現状

令和6年4月に国から「学校規模ごとの当面の推奨帯域」及び「学校のネットワーク改善ガイドブック」が示され、当該ガイドブックに基づき各学校において簡易帯域測定を行った結果、中規模校及び大規模校については水準を満たしておらず、小規模校についても完全には水準を満たしていなかった。

併せて、ユーザ体感調査についても行っており、ほぼ全ての学校において学習用端末を一斉使用した際、アクセスが遅いと感じると回答があった。

(2) ネットワーク改善の必要性

学習用端末の利活用は、ネットワークを通じてクラウドにアクセスすることが基本であり、学習ソフトやデジタル教科書などの各種サービスを十分に活用するためには、十分な帯域が確保された適切なネットワーク環境の整備が不可欠であり、現状では国の水準を満たしていないため、十分な帯域が確保できるようネットワーク環境の改善を行う必要がある。

※「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画」の策定及び公表が補助要件となっており、計画の一つに『ネットワーク整備計画』があり、ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュールを記載することになっている。

2 ネットワークアセスメントについて

(1) ネットワークアセスメントとは

ネットワークを構成する要素について調査し、原因箇所の特定や解決策の提示を行うこと。

(2) ネットワークアセスメントの必要性

現状として、通信速度が国が示す水準を満たしていないことは把握しているが、原因までは特定できていない。

ネットワークは学校内と学校外に分かれ、「学校内のネットワーク」は『ファイアウォール』、『スイッチ』、『無線アクセスポイント』などのネットワーク機器とそれらを繋ぐ『ケーブル』で構成され、「学校外のネットワーク」は各拠点間を接続する『回線』で構成されている。

これらの構成要素を調査し、原因箇所の特定と解決策の提示を行うには、専門的知識を必要とするため、事業者ネットワークアセスメントを委託する必要がある。

(3) 調査時期

令和7年度に調査の実施、課題の把握、解決策の提示、改善に要する費用の積算を行う。

3 ネットワーク環境の改善について

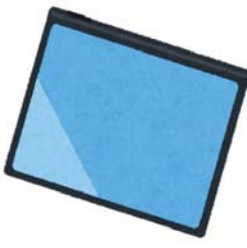
(1) 改善時期

令和8年度にネットワークアセスメントの結果に沿った改善を行い、令和9年4月から新ネットワークを使用開始する。

《資料⑦》

行政経営戦略会議
(令和6年8月21日)

次期GIGAスクール構想に向けた更新スケジュール

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
学習用端末	現在  現契約 (R3.3～R8.2)	令和7年度 債務負担行為設定 (9月補正)	令和8年度 継続使用 (R8.3～R9.3) 契約・更新準備 (R8.3～R9.3)	令和9年度 旧端末処分	令和10年度	令和11年度 新端末使用 (R9.4～R14.3)	令和12年度	令和13年度
大型提示装置	現在  現契約 (R3.3～R8.2)	令和7年度	令和8年度 継続使用 (R8.3～R10.8) 当初予算計上	令和9年度	令和10年度 旧機器処分	令和11年度	令和12年度 新機器使用 (R10.9～R15.8)	令和13年度
ICT支援員	現在  現契約 (R3.3～R8.2)	令和7年度 契約延長 (R8.3～R8.4)	令和8年度	令和9年度	令和10年度 契約・更新準備 (R10.1～R10.8)	令和11年度	令和12年度	令和13年度
ネットワーク	現在  当初予算計上	令和7年度 ネットワークアセスメント (R7.4～R7.9) 当初予算計上	令和8年度 当初予算計上	令和9年度 契約・ネットワーク改善 (R8.4～R9.3)	令和10年度	令和11年度 新ICT支援員配置 (R8.5～R14.3)	令和12年度 新ネットワーク使用 (R9.4～)	令和13年度